

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

佐倉市立図書館システム更新事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 3年 9月 1日
佐倉市長 西田 三十五

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 佐倉市立図書館システム更新事業
- (2) 事業場所 佐倉市立佐倉図書館 外9拠点
- (3) 契約期間 契約日から令和10年2月29日
- (4) 稼働期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで(60か月)
- (5) 稼働日 令和5年3月1日
- (6) 事業の概要 佐倉市立図書館システムの賃貸借及び保守運用支援等
- (7) 予算限度額 (総額) 380,320千円(消費税を含む)
(令和3年度～令和9年度債務負担行為設定額)
※定額月払い契約とする。

2 参加資格等に関する事項

(1) 参加形態

本事業のプロポーザルに参加する提案者は、単独企業又は共同企業体として、参加することができるものとする。ただし、共同企業体として参加する場合は、構成員の数は3者以内とし、ア 図書館システム事業、イ デジタルアーカイブ事業、ウ リース事業を分担して行う分担方式(各構成員が責任を持って分担する方式)であること。(アからウのうち、2事業を1者が兼ねることは可能とする。)また、提案者は、以下の要件を満たすものとする。

(2) 単独企業に関する資格及び条件

ア 令和2・3年度佐倉市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の【A】及び【B】の要件をすべて満たしている者であること。

【A】

- (ア) 資格者名簿の登録部門に関する条件 「委託」部門
- (イ) 資格者名簿の登録業種に関する条件 「情報処理」部門
- (ウ) 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

【B】

- (ア) 資格者名簿の登録部門に関する条件 「物品」部門

- (イ) 資格者名簿の登録業種に関する条件 「リース」部門
- (ウ) 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

イ 次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (ウ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (カ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

(3) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体の出資比率が最大の者が、代表構成員であること。審査、選定に関する市から申請者への通知・連絡等は、代表構成員に対して行うものとする。

イ 本プロポーザルに係る手続きは、代表構成員が行うものとする。

ウ 本プロポーザルに参加するにあたり、様式2～8を提出すること。

各様式によりがたい場合は、各様式に準じた内容で作成可能とする。

なお、業者間で締結する協定書の内容については、「様式3 共同企業体協定書」によらない場合には、少なくとも、以下の内容を含むものとする。

- (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 事務所の所在地
 - (エ) 成立の時期及び解散の時期
 - (オ) 構成員の住所及び名称

- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資割合
- (ケ) 構成員の責任
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 決算
- (シ) 利益金の配当の割合
- (ス) 欠損金の負担の割合
- (セ) 権利義務の譲渡の制限
- (ソ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (タ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (チ) 解散後の契約不適合責任
- (ツ) その他必要な事項

エ 共同企業体における各構成員は、管理業務の遂行及び遂行に伴う当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

また、申請後の代表構成員及び構成員の変更は、原則として認めない。

オ 各構成員は、以下の要件をすべて満たしている者であること。

【図書館システム事業を担当する者】

- (ア) 資格者名簿の登録部門に関する条件 「委託」部門
- (イ) 資格者名簿の登録業種に関する条件 「情報処理」部門
- (ウ) 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

【デジタルアーカイブ事業を担当する者】

- (ア) 資格者名簿の登録部門に関する条件 「委託」部門
- (イ) 資格者名簿の登録業種に関する条件 「情報処理」部門
- (ウ) 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

【リース事業を担当する者】

- (ア) 資格者名簿の登録部門に関する条件 「物品」部門
- (イ) 資格者名簿の登録業種に関する条件 「リース」部門
- (ウ) 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

カ 各構成員は、(2) イ(ア)～(カ)に掲げる要件のいずれにも該当しない

者であること。

キ 各構成員は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

ク 各構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

3 参加表明に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

本事業のプロポーザル参加希望者は、次のとおり関係書類を提出すること。

ア	様式 1	参加表明書	1部（必須）
イ	様式 2	共同企業体届出書	1部（共同企業体である場合）
ウ	様式 3	共同企業体協定書	1部（共同企業体である場合）
エ	様式 4	共同企業体参加名簿一覧	1部（共同企業体である場合）
オ	様式 5	共同企業体使用印鑑届	1部（共同企業体である場合）
カ	様式 6	委任状	1部（共同企業体である場合）
キ	様式 7	誓約書	1部（共同企業体である場合）
ク	様式 8	共同企業体編成表	1部（共同企業体である場合）
ケ	様式 11	秘密保持誓約書	1部（必須）
コ	様式 12	使用印鑑届兼委任状	1部（代理人が提出する場合又は代表印以外の印を使用する場合）
サ	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」又は「プライバシーマーク」の認証取得を証明する書類		1部（必須）

(2) 参加表明期限日

令和3年9月30日（木）午後5時15分（必着）

※提出可能な時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出場所

下記、「事務局」へ事前に電話連絡の上、郵送又は持参

(4) その他

詳細については、佐倉市立図書館システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

4 参加資格確認の通知

当市に対し参加表明を行った者には、参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無にかかわらず、「参加資格確認結果通知書」を交付する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年11月19日（金）午後5時15分まで（必着）

※提出可能な時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出物の形態

ア 企画提案書等（紙媒体） 15部

イ 企画提案書等の電子データ 2部

(3) その他

提出書類、提出方法の詳細については、佐倉市立図書館システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

6 参加辞退

参加資格確認結果通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退する場合は、令和4年1月12日（水）午後5時15分までに様式10「参加辞退届」を持参又は郵送（書留）で提出すること。

なお、提案プレゼンテーションにおいて導入候補者又は導入次点候補者に選定された者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

7 提案内容の評価

(1) 書類審査

企画提案書等の提出後、実施する。

(2) 提案プレゼンテーション

企画提案書等に基づいて行うこととし、企画提案書等の内容を補完するものであることとする。

ア 日時 令和4年1月13日（木） 実施予定

イ 場所 当市が指定する場所（原則、オンラインを予定）

ウ プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間として30分以内

佐倉市からの質問時間として20分以内

(3) その他

詳細については、佐倉市立図書館システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

8 提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

- (1) 言語 日本語とする。
- (2) 通貨 日本国通貨とする。
- (3) 日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

9 その他

プロポーザル手続の詳細は、佐倉市立図書館システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領による。

(1) 添付書類

- ア 公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告
- イ 佐倉市立図書館システム更新事業に係る公募型プロポーザル実施要領
(実施要領様式1～12)

10 事務局

- (1) 担当部署 佐倉市教育委員会教育部社会教育課
- (2) 担当者 照井・星野・和田
- (3) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
- (4) 連絡先 (電話) 043-484-6189 (FAX) 043-486-9401
- (5) 電子メール shakaikyoiku@city.sakura.lg.jp